

八雲町職員等公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政運営上の違法な行為の通報等について必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、公正な職務の遂行を確保することにより、町民の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同法第22条第5項に規定する臨時職員をいう。
- (2) 職員等 前号に掲げる職員、町に対し公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する労務を提供する者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により町が指定した者が行う町の施設の管理業務に従事する者をいう。
- (3) 通報等 行政運営上の法令違反又は個人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合の通報及び相談をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。
- (4) 通報者 通報等をした職員等をいう。

(通報者の保護)

第3条 町長は、職員が通報等をしたことを理由として、当該職員に対して、懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 町長は、職員が通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 町長は、通報者(職員を除く。)が通報等をしたことを理由として、その労務提供先の事業者から懲戒処分その他の不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて是正を求めることができる。

(通報等の守秘義務)

第4条 通報等の処理の業務に従事する者は、通報者等の個人情報その他通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等の処理の業務に従事する者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないように努めなければならない。
- 3 通報等の処理の業務に従事する者は、自己が関係する通報等の処理に関与してはならない。

(通報等の窓口)

第5条 職員等から通報等を受けるため、公益通報庁内相談員（以下「庁内相談員」という。）を設置する。

- 2 庁内相談員は、総務課長をもって充てる。

(通報等処理委員会の設置)

第6条 通報等を処理するための通報等処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副町長、庁内相談員を委員として構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、本庁副町長をもって充てる。
- 4 委員会の庶務は、総務課において処理する。
- 5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(通報等の受付)

第7条 職員等は、庁内相談員（総務課長に係る通報等は、副町長）に通報等することができる。

- 2 通報等をするときは、原則として実名によらなければならない。ただし、やむを得ない理由によるときは匿名で通報等をすることができる。
- 3 前項ただし書の規定によるときは、委員会は第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の通知は行わないものとする。

(庁内相談員による受付)

第8条 庁内相談員は、通報等を受けたときは通報等の内容となる事実を把握するとともに、通報者からの相談に応じるものとする。

- 2 庁内相談員は、通報等の事実を確認し、委員会へ報告するものとする。

(通報等の調査)

第9条 委員会は、庁内相談員からの報告を受けて、調査の必要性を十分に検討した上でその要否を判断しなければならない。

- 2 委員会は、調査の実施にあたって通報等に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 職員等は、委員から通報等に関する調査に協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

(通報者への通知等)

- 第 10 条 通報等を受けた庁内相談員は、委員会の判断により、通報等に関わる事実に關し調査を行うこととした場合はその旨、着手の時期及び調査に要する期間の見通しを、調査を行わないとした場合はその旨及び理由を、通報者に対し、速やかに通知しなければならない。
- 2 通報等を受けた庁内相談員は、通報者に対し調査の実施状況を適宜通知するものとする。

(是正措置)

- 第 11 条 委員会は、調査の結果、通報等の内容が事実であると認めたときは原因の究明を行い、再発防止策を町長に提言することができる。
- 2 町長は、前項の提言を受けたときは、遅滞なく通報等の内容に係る事実の確認を行うとともに、委員会の意見を尊重して、当該事実関係を是正し、再発を防止するための必要な措置を講じなければならない。
 - 3 通報等を受けた庁内相談員は、町長が必要な措置をとったときは、その内容を、利害関係人の名誉、信用及びプライバシー等に配慮し、通報者に通知するものとする。

(運営状況の公表)

- 第 12 条 町長は、通報等の件数及び内容等について、毎年度公表しなければならない。

(運用上の注意)

- 第 13 条 町長は、この要綱の運用に当たって関係者の人権が不当に侵害されないよう配慮するものとする。

(委任)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。